

平成30年8月31日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社神戸製鋼所
業者の住所 : 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4
2. 指名停止措置期間 : 平成30年8月31日から平成30年9月30日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
(株)神戸製鋼所は、中部地方整備局が所管する区域内で品質データを改ざんしたとして、平成30年7月19日、不正競争防止法違反(虚偽表示)により東京地検より起訴された。
5. 指名停止措置理由
(株)神戸製鋼所が、不正競争防止法違反により起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 中村 久貴
契約課長補佐 土屋 修一 電話番号(052)953-8138